

冷泉小学校跡地活用の検討状況、今後の進め方等について、報告を行うもの。

1. 冷泉小学校跡地の概要等

(1) 冷泉小跡地の概要

- 敷地面積：約6,800㎡
- 用途地域：商業地域
- 所有者：福岡市(教育委員会)



(2) 立地環境

- 博多祇園山笠で有名な「櫛田神社」に隣接して位置し、近隣には「博多座」や「川端通商店街」、「冷泉公園」が立地しており、本市でも「博多旧市街地プロジェクト」の取組みなどを実施
- 令和5年3月には地下鉄七隈線延伸区間(最寄り駅:櫛田神社前駅)が開業

(3) 主な経緯

- 平成13年4月：旧冷泉小校舎を仮校舎として使用していた博多小が現在地に移転開校(旧校舎や体育館等は地域利用で活用)
- 平成17年4月：冷泉小跡地の一部に知的障がい児通園施設開所
- 平成18年4月：冷泉小跡地の一部に冷泉公民館改築
- 平成28年11月：旧校舎等の解体に順次着手
- 平成30年5月：埋蔵文化財発掘調査に着手(所管局:経済観光文化局)
- 平成31年3月：「第1回冷泉小学校跡地活用協議会」開催

「冷泉小学校跡地活用協議会」

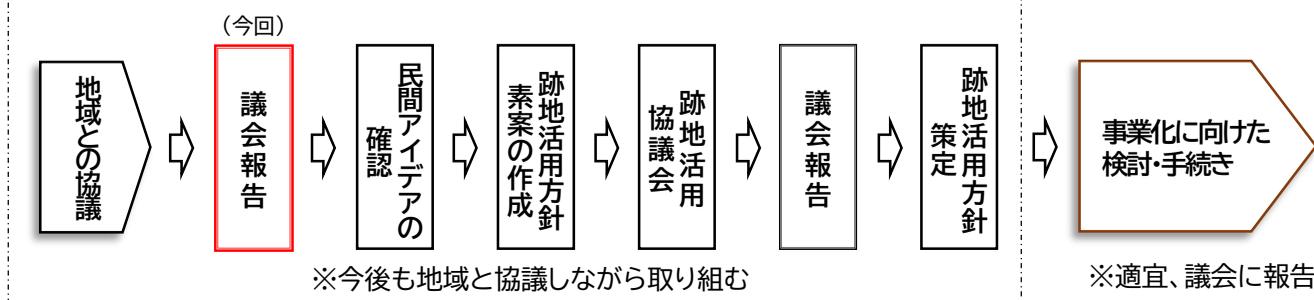
冷泉小学校跡地の活用に向けて、跡地活用の実現手法等を示す「冷泉小学校跡地活用方針」の検討を行うにあたり、参考となる意見聴取を行うもの。

- ・協議会委員：冷泉自治協議会役員 7名、有識者 7名
- ・事務局：住宅都市局

- 令和元年10月：発掘調査において「石積み遺構」発見
- 令和5年10月：「石積み遺構」の国史跡指定に係る文化審議会答申
- 令和5年12月：福祉都市委員会に「冷泉小学校跡地での取組みについて」報告
- 令和6年2月：「石積み遺構」の国史跡指定

(4) 今後の取組み

跡地活用方針策定の取組み



2. 検討の状況

(1) 跡地等の活用の基本的な考え方

学校跡地などの公共施設跡地活用については、公共利用を考慮しつつ、市民ニーズや地域の特性などを踏まえ、財源確保の観点に加え、まちのにぎわいの創出や魅力の向上などのまちづくりの視点も取り入れながら、総合的に検討を進めていく。

(2) 冷泉小学校跡地について

冷泉小学校跡地は、都心部の貴重な空間と考えており、跡地活用の検討にあたっては、都心部の回遊機能の強化や博多の歴史や伝統文化を活かした、まちの賑わい創出、魅力の向上など、まちづくりに資する視点が重要と考えている。

また、地域コミュニティの場など、これまで学校が担ってきた役割・機能などを踏まえながら、出土した遺構の取扱い・活用やその他行政需要などのほか、土居通りや博多通りに面して、櫛田神社と冷泉公園の間にある立地特性を活かした視点で検討を行っていく。

(3) 地域との協議の状況

令和5年10月に「石積み遺構」について文化審議会の答申が発出されて以降、平成28年に地域から出されていた要望をもとに、地域(冷泉自治協議会役員会)と7度の協議を行い、また、地域でも自治協議会総会で報告頂くなどして、導入する機能について意見交換を行った。

【地域との協議を踏まえ導入の検討を進める機能】

- 災害時に収容避難所として利用できる施設
・通常時は多目的ホール等、別用途での利用を想定
- 博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能
- 地域コミュニティの場となる憩いの空間(読書スペース等)
- ※その他、まちのにぎわいに資する機能等については、引き続き検討

3. 民間アイデアの確認の取組み

(1) 民間アイデアの確認の目的

跡地活用の可能性を最大限に引き出すため、民間事業者のアイデアや導入機能の実現手法を確認し、跡地活用方針の検討の参考とする。

(2) 民間アイデアの確認の手法

公募により、民間事業者を募り、跡地活用のアイデアについて提案を求め、対話を行う。

(3) 提案を求める項目

『2.検討の状況』の内容を踏まえ、以下の項目について提案を求める。

- 跡地活用のコンセプト、テーマ
- 導入機能や土地利用
- 実現に向けた事業手法
- 景観への配慮
- まちのにぎわいの創出や公益に資する機能の導入 等

(4) 実施スケジュール案

令和6年9月下旬	提案公募開始
令和6年10月頃	民間事業者からの参加申込受付
令和6年11月頃～	対話の実施